# 企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称<u>:全世界2022年度案件別外部事後評価パッケージ</u> <u>II-3(ラオス、インドネシア)</u>(QCBS)

調達管理番号: <u>22a00126</u>

### 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書(案)

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構(以下 JICA という)」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者と行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2022 年 7 月 13 日 独立行政法人国際協力機構 調達·派遣業務部

## 第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2022年7月13日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3. 競争に付する事項

- (1)業務名称:全世界2022年度案件別外部事後評価パッケージ II-3 (ラオス、インドネシア) (QCBS)
- (2) 業務内容:「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款:
  - (●) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください <sup>1</sup>。(全費目課税)
- (4)契約履行期間(予定):2022年9月 ~ 2023年10月 新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の 現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。 これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定致します。
- (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 ヵ月を超えますので、前金払の上限額 を制限します。

具体的には、前金払については 1 年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後):契約金額の36%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヵ月以降):契約金額の4%を限度とする。

#### 4. 担当部署・日程等

(1)選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp、

担当者メールアドレス: Miyake. Tatsuo@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

評価部 事業評価第一課

<sup>「</sup>電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成ください。

#### (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	企画競争説明書に対する質問締切	2022年7月27日 12時
2	質問への回答	第1回 回答日
	7月20日までの受領分	2022年7月25日
3	質問への回答	第2回(最終)回答日
		2022年8月1日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ	プロポーザル等の提出期限日の
	作成依頼	4 営業日前から 1 営業日前の正午
		まで
5	本見積額(電子入札システムへ送	2022年8月5日 12時
	信)、本見積書及び別見積書、プ	
	ロポーザル等の提出日	
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2022年8月23日 10時
8	評価結果の通知日	2022年8月29日
9	技術評価説明の申込日(順位が第	評価結果の通知メールの送付日の
	1位の者を除く)	翌日から起算して7営業日以内

### 5. 競争参加資格

#### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022 年 4 月)」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330 01.html)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

#### (2) 利益相反の排除

本項目については別添「事後評価業務における排除者条項」を参照。

#### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の 者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)に規定 する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認する ことがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

### 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、JICA ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <a href="https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html">https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html</a>) 提供資料:

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料 (同記載資料のうち、2)配布資料(JICA評価部で配付のもの。該当案件のみ の資料も含む)を除く)
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

### 7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

- (1) 質問提出期限
  - 1)提出期限:上記4. (3)日程参照
  - 2)提出先:上記4. (1)選定手続き窓口

(outm1@jica.go.jp 宛、CC: 担当者メールアドレス)

- 3) 提出方法:電子メール
  - ① 件名:「【質問】調達管理番号 案件名」
  - ② 添付データ:「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)
  - 注1) 質問は「質問書フォーマット」の様式に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)の URL の「公示共通資料」を参照してください。
  - 注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断り しています。
  - 注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。
- (2)回答方法

上記4. (3)日程のとおり、原則2回に分けてJICAウェブサイトに掲載します。

(URL: <a href="https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1">https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1</a>)

(3)説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに JICA ウェブサイト上に行います。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に 反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があ ります。

### 8. プロポーザル等の提出

(1)提出期限: 上記4. (3)日程参照

### (2)提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2022年6月1日版)」をご参照ください。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1 )

- 1) プロポーザル
  - ① 電子データ (PDF) での提出とします。
  - ② 上記4. (3)日程を参照し提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
  - ③ 依頼メール件名:「提出用フォルダ作成依頼\_(調達管理番号)\_ (法人名)」)
  - ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案 書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
  - ⑤ プロポーザル等は<u>パスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格</u> 納ください。

#### 2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額 (千円未満切り捨て。消費税は除きます。)を、上記4. (3)日 程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書(含む内訳書)にかかるパスワードを求めます。
- 3) 本見積書及び別見積書
  - 本見積書と別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、上記4. (3) 日程の提出期限日までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- (3)提出先
  - 1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

- 2) 見積書 (本見積書及び別見積書)
  - ① 宛先: e-koji@jica.go.jp
  - ② 件名: (調達管理番号)\_(法人名)\_見積書 [例:22a00123 〇〇株式会社 見積書]
  - ③ 本文:特段の指定なし
  - ④ 添付ファイル: 「22a00123 〇〇株式会社 見積書」
  - ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、 JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

#### (4)提出書類

1) プロポーザル・見積書

- (5) 電子入札システム導入にかかる留意事項
  - 1)作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。 (URL:https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html)
  - 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。
- (6) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1)提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

### 9. 契約交渉権者の決定方法

(1)評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

- (2) 評価方法
  - 1)技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点(小数点第1位まで計算)とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。 不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330 01.html)

#### 技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については <u>極めて優れており</u> 、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については <u>優れており</u> 、適切な業務の履行が十分 期待できるレベルにある。	80~90%
当該項目については <u>一般的な水準に達しており</u> 、業務の履行が十分できるレベルにある。	70~80%
当該項目については <u>必ずしも一般的なレベルに達してい</u> ないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60~70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難で あると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、 全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40~60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、 <u>他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われる</u> レベルにある。	4 0 %以下

#### 2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

業務管理体制及び若手育成加点
 業務管理体制及び若手育成加点は、適用しません。

#### 3) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

#### 【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

(価格評価点) = [(予定価格一見積価格)/予定価格]×100+80 【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

(価格評価点) = 1 2 0 - [(予定価格-見積価格)/予定価格]×100

#### 4)総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

(総合評価点) = (技術評価点) × O. 8 + (価格評価点) × O. 2

#### (3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額(消費税抜き)は、以下の日時に開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

日時:上記4. (3)日程参照

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

#### (4) 契約交渉権者の決定方法

- 1)総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2)総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3)最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

## 10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記4. (3)日程の期日までに<u>プロポー</u>ザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

#### 【事後評価業務における排除者条項】

- 1. 本件業務においては、評価の中立性・独立性を確保するため、利益相反が生ずる以下の法人または個人は、元請・下請にかかわらず、原則、本件調達の契約相手方及び業務従事者になることができません<sup>2</sup>。
- ① 本件業務の評価対象案件にかかる計画策定(詳細計画策定調査/準備調査等の事前の調査の評価分析を含む)、概略/基本設計、施設・設備・機材の詳細設計、施工監理、調達監理を担当した法人または個人
- ② 本件業務の評価対象案件の実施(調達、建設、役務提供及び案件の課題・リスクの分析や処方箋の検討等案件実施監理の根幹に関わる業務等を含む。)に従事したことのある個人。ただし、貸付実行促進支援等他国・地域への汎用性がある援助制度そのものに関する先方実施機関の理解促進支援や在外事務所等を基点とする在外拠点の業務支援のみに従事した場合を除く。
- ③ 本件業務における評価対象案件で調達した資機材等の製造部門を有する法人、および右部門に属し対象案件の実施に従事したことのある個人
- ④ 本件業務における評価対象案件の実施にあたり、機構等から委任等を受けて専門家として従事した個人

#### 【注意】

- 2. 本件業務の評価対象案件にかかる事業評価(中間レビュー、終了時評価)への従事は上記制限の対象とはしません。
- 3. 利益相反の判断にあたっては、上記 1. の業務従事の形式に加え、その内容 (TOR から生じる評価業務との関係度合等) が本件業務における評価の中立性・独立性に与える影響が考慮されます。
- 4. 本件業務の評価対象案件にかかる先方実施機関もしくは協力実施機関(JICA、 旧OECF、旧JBICを含む)等で対象案件の計画・実施に管理職として従事した者は、 上記1. に関わらず本件業務には参加できません。
- 5. JVによる応札で上記 1. に該当する法人ないし個人がパートナーとして参加する場合は、JV間の情報共有体制による利益相反の軽減・防止策を確認するとともに、評価担当案件及び契約の責任範囲を確認し判断します。
- 6. 応札法人の関連企業(子会社ないし関連会社)が上記 1. に該当する場合、応札法人が直接利益相反の対象でなければ上記制限の対象とはしません。

#### 【利益相反の補足的説明】

上記 1. ①~④に該当する業務に従事していても、それが評価の中立性・独立性に影響を与えないと認められるときは、排除者条項の適用が除外される場合があります。該当すると考える方は、下記のフォーマットを参考に、関連番号、従事した業務の TOR・人月等、評価業務との関係、利益相反の軽減・防止策などについて(従

 $<sup>^2</sup>$  評価の中立性、独立性については、JICA「事業評価ガイドライン」(第 2 版)、日本評価学会「評価倫理ガイドライン」(2014 年 12 月)を参照ください

事した業務内容がわかる関連資料がある場合はそれも併せて)、7月29日(金)12時までに、評価部事業評価第一課宛(evte1@jica.go.jp)に情報を提出ください。プロポーザル提出期限前日までに、排除者条項の適用判断につき、当機構より回答いたします。ただし、回答前に追加の説明ないしは資料の提出を求める場合もあります。

提出した利益相反の軽減・防止策が当機構にて妥当と認められなかった場合でも、上記提出期限前であれば、修正の上、再提出を可とします。

なお、応募者が利益相反に該当しないと判断し事前にJICAへの連絡を行っていない場合でも、JICAからプロポーザル評価、契約交渉の段階で、排除者条項に該当する個人あるいは法人に該当すると判断し排除する場合、あるいは追加の説明資料等の提出を求める場合があります。

混乱を避けるため、利益相反の判断が困難な場合には、上記期限までに<u>評価部事業評価第一課宛(evte1@jica.go.jp)</u>に照会下さい。ご連絡いただいた内容への回答については、内容に応じ個別ないしJICAホームページ上に行います。

以下に示すのはあくまで記載の一例であることにご留意ください。

	String String Co. Chapter 1910 Co. Chapt			
関連 番号 (*1)	従事した業務の TOR・人月等	評価業務との関係(*2)	利益相反の軽減・ 防止策(*3)	
1	(例)準備・形成段階の調査 における各種データ収集を 法人として受託した。1 人 月	評価業務の有効性におけるベースライン値が関係するが、 <u>評価の判断とは直接の関係が無い</u> 。	本業務の総括・該 当案件の担当(評 価者)は左記業務 に携わった者と異 なる要員を充て、	
②、 ③、 ④	(例)案件の実施支援で、セミナー開催支援(ロジスティックサポート)を法人として受託した。0.5人月	正の 評価業務の成果におい てセミナーの回数・内 容等が関係するが、受 託内容と評価判断(セ ミナーの成果)とは直 接の関係が無い。	両者の間で、情報 のファイアーウォ ールを設ける。	
1	(例) J/V の一員(A社)が X事業で、案件準備の業務 受託をした。5 人月	当該事業の指標及び目標値設定を支援しており、有効性の判断で利益相反が発生する可能性がある。	X 事業の事後評価 は総括・担当者と もに JV を構成する B 社が担う。 <u>その</u> 際、A 社と B 社で 情報共有を行わな い。	

- (\*1) 前頁記載 1. にある法人・個人の業務を関連番号で表示。
- (\*2) 過去に従事した業務等が、評価業務のどの部分に関連するかを明確に記載願います。
- (\*3) 利益相反の軽減・防止策は具体的に体制、情報の授受の方法等について計画 し、JICA に提示願います。

以上

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙1「プロポーザルにて提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書ILとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

#### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構(以下「発注者」という)と**受注 者名**(以下「受注者」という)との業務実施契約により実施する「全世界 2022 年度案件別外部事後評価パッケージ [I-3 (ラオス、インドネシア) (QCBS)」に係る業務の仕様を示すものである。

#### 第2条 業務の背景・経緯

当機構は、以下の目的のために事後評価を行い、評価結果を公表している。

- (1) 事業の成果を評価することにより、日本国民および相手国を含むその他ステークホルダーへの説明責任を果たすこと。
- (2) 評価結果を基に提言、教訓を導き出し、フィードバックすることにより、 相手国政府及び当機構による当該事業及び将来事業における改善を図ること。

技術協力プロジェクト及び無償資金協力事業の事後評価は、原則事業完了3年後、また、有償資金協力(円借款)事業については原則事業完成2年後までに実施している。また、客観性や透明性を確保するため10億円以上の事業または有効な教訓が得られる可能性が高い事業は外部者による評価を実施している。

#### 第3条 業務の目的と範囲

本業務は、2022 年度外部事後評価として、DAC 評価 6 基準による評価を行う ものである。本業務対象国および対象案件は以下のとおり。

No	国名	スキーム	案件名
1	ラオス	技術協力	ビエンチャンバス公社運営能力改善プロジェ クトフェーズ1、2 (一体評価)
2	ラオス	無償	国道十六 B 号線セコン橋建設計画、国道十六 B 号線セコン橋建設計画(詳細計画)(一体 評価)
3	インドネシア	有償資金協力	参加型灌漑復旧・維持管理体制改善事業

- ※ウェルビーイングにかかる詳細分析を含む案件: No. 2 (ラオス)
- ※衛星データ利用対象の案件: No. 3 (インドネシア) (※No2 (ラオス) は衛星 データ利用を提案された場合に対象とする)
- ※詳細分析を含む案件: No. 1(ラオス)

#### 第4条 業務の実施方針及び留意事項

#### (1)調査・分析の実施基準

事後評価に当たっては、機構が実施するすべての事後評価を統一的な基準で実施するため、別に指示がない限り、評価6基準(妥当性、整合性、有効性、インパクト、持続性、効率性)<sup>3</sup>及び以下の資料に準拠すること。本調査により収集・確認されたエビデンスに基づき事実を特定し、判明した事実関係を基に評価を行うこと。

- ▶ 外部事後評価レファレンス(2022 年度版)<sup>4</sup>
- ▶ 外部事後評価における調査手法のレファレンス
- ▶ JICA 事業評価ガイドライン(第2版)<sup>5</sup>
- ▶ JICA 事業評価ハンドブック (Ver. 2.0) <sup>6</sup>
- 事業評価における衛星・GISデータ活用にかかる資料<sup>7</sup>

#### (2) 安全配慮と現地調査範囲

業務従事者は、対象国への渡航ができる場合は渡航し、すべての事業サイトを 踏査することを基本に現地調査を行う。他方、治安上の理由により訪問できない 場合、事業サイトが複数・広範囲にわたるためすべての事業サイト訪問が現実的 ではない場合は、情報収集は質問票の回収及びメール・電話等での補足、現地調 査補助員による踏査により実施する。新型コロナウイルスの影響や治安上の理由 により、現地への渡航が難しくなった場合は、状況に合わせて業務方針を見直す こととする。案件ごとの具体的な対応は以下のとおり<sup>8</sup>。

- 1) ラオス:ビエンチャンバス公社運営能力改善プロジェクト フェーズ1、2 ・原則、全サイトの現状を把握した上で評価判断を行う。
  - ・業務従事者は現地調査補助員とともにビエンチャンバス公社とバスターミナル等関連施設を踏査し、首都ビエンチャンにおける公共バスの運行状況について情報収集する。ビエンチャン公共事業運輸局、公共事業・運輸省運輸局については業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリングを行い情報収集する。
  - ・整備した ICT システムについては、その活用や維持管理状況(誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等)を確認する。
  - ・本事業の有効性については、プロジェクト完了時点でのアウトプット(①バス公社の会社経営/運営体制が改善/強化される、②バス公社の運行サービスが改善される、③公共バス交通に関する必要な公共交通政策が制定/改善される)とプロジェクト目標

<sup>6</sup> 同 F

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 評価 6 基準のうち、事業効果発現を確認するための有効性とインパクトについては、既存データに基づき判断することを基本とし、定性的なデータを収集することにより補完を行う。この点を踏まえ、設定されている指標データの入手方法、 又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について提案すること。

<sup>4 &</sup>lt;a href="https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html">https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html</a> よりダウンロード可(外部事後評価レファレンス(2022 年度版)は7月下旬に掲載予定のため、2022 年度版については、第3章2(3)2)のとおり、JICA評価部へ配付依頼すること。)

<sup>5</sup> 同上

<sup>7</sup> 事業評価における衛星・GIS データ活用(https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/gis/index.html)

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> 個別案件に係る現地での情報収集調査方法(踏査先を含む)については、調査の効率性や安全対策等の観点から、提示されている調査方法とは異なった調査方法の提案を認めます。このため、この条項については、優先契約交渉権者との契約交渉の結果に沿って修文されることとなります。

(バス公社の都市バスサービスが改善される/首都ビエンチャンにおける公共バスの利用が促進される)の達成度を、PDM で設定されている指標を用いて確認する。

- ・インパクトについては、事後評価時点での上位目標(首都ビエンチャンにおいて公共 バスサービス範囲が拡大する/首都ビエンチャンにおける公共交通へのモーダルシフ トが促進される)の達成度について PDM で設定されている指標を用いて確認する。フェーズ1から2にかけて、目標設定に多少の上方修正があるが、目線を高い方に合わせ、両フェーズの有効性・インパクトの達成状況を一体的に確認するものとする。
- ・また、都市公共バスの推進、サービス改善を実現するためには多角的なアプローチが必要であり、バス公社だけではなし得ないという認識から、カウンターパート 3 機関による協働が重要視されていた。加えて、財務省や計画投資省、交通警察など各関係機関との連携を促進するためになされた取り組みについても確認し、適宜アプローチや適応・貢献の項目に記載する。
- ・一体評価を行うにあたり、インプット—アウトプット—アウトカムを図示化し、案件間の 関係を可能な限り構造化する。
- ・過去の類似案件の教訓から、本事業の事前評価表には「バス公社の財務面での課題に対して、バス路線の再編成や運行の信頼性向上を含めた公共バスの運行サービスの改善、管理会計導入による経営改善、公共交通機関として必要な税制措置・政府補助等により、財務状況の改善を図る」、「カウンターパートが 3 機関となることから、ハイレベルのキーパーソンも巻き込んだ定例会議等を開催し、情報共有や意思決定の円滑化を図る。加えて、合同調整委員会(JCC: Joint Coordination Committee)やワーキンググループを通して、財務省や計画投資省、交通警察等など各関係機関との連携を促進する」と明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する
- ・なお、本事業の最終受益者として、広く首都ビエンチャンの公共交通利用者が 想定されるが、専門的な職員を対象として能力強化を行った本案件の特性に 鑑み、具体的に取り残されやすい受益者を指定して分析することはしない。

#### 2) ラオス:国道十六 B 号線セコン橋建設計画、詳細設計

- ・原則、全サイトの現状を把握した上で評価判断を行う。
- ・業務従事者は現地調査補助員とともに本サイト(セコン橋)の現状を踏査して 情報収集をする。公共事業運輸省、道路局については業務従事者が現地調査補 助員とともにヒアリングを行い情報収集する。
- ・整備した橋については、その整備や維持管理状況(誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等)を確認する。
- ・本事業の有効性・インパクトについては、事前評価表に記載のある運用効果指標①渡河所要時間(分)、②一日当たり渡河可能時間(時間/日)、③年間渡河可能日数(日/年)、④渡河日交通量(車両)(台/日)、⑤渡河日交通量(歩行者)(人/日)、⑥国際物流輸送距離(km)、⑦国際物流輸送距離(日)、⑧地域農産物・鉱物資源の生産活動、⑨国際物流の活性化、⑩経済発展・貧困削減の変化に関して事業開始前と事業完了以降の実績値又は状況を確認し、特に⑧~⑩においては本事業との関係性に注意を払って本事業の貢献度を検証する。9

13

<sup>9</sup> 各指標の検証にあたって、無料提供の衛星データを前提として、考えられる分析方法があればプロポーザルに て提案すること。

- ・上記に加え、本事業では、国道十六 B 号線を中心としたタイ-ラオス-ベトナムの連結性の向上(国道十六 B 号線及びラオス-ベトナムを繋ぐ国境道路はラオス政府自らが整備)が念頭に置かれていた。特に、ベトナムについてはダナン港と国道十六 B 号線の関係性が深いと考えられる。そのため、ダナン港を拠点にしてタイやラオスに輸出を行う企業を対象に、事業開始前と事業完了以降における物流の変化に関してインタビュー調査を行うこと。可能であれば、タイやベトナムを拠点に国道十六 B 号線を使って物流を営む企業に対してもヒアリングを行うこと。詳細は、第5章 調査の内容(5)定性調査・定量調査に記載のとおり。
- ・さらに、本事業の狙いとして、セコン川以東に居住する少数民族を中心とした 住民に対する貧困削減の促進があった。背景には、同少数民族はセコン川以東 に住んでおり、社会インフラへのアクセスや円滑な物流による経済活動が阻害 されていたことがある。本事業によって、同少数民族の経済・生活・社会面で 大きな変化が見込まれることから、それら変化について調査すること。詳細 は、第5章 調査の内容(5)定性調査・定量調査に記載のとおり。
- ・本事業は、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」(2010年4月制定)に掲げる道路・鉄道・橋梁セクターのうち大規模なものに該当せず、カテゴリーBに分類されており、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性・地域にも該当しなかった。他方、汚染対策や騒音等の緩和策及びモニタリング計画は検討されていたため、それらについては計画通りに実施・モニタリングされていたかを確認し、正負のインパクトに留意する。
- ・なお、本事業は公平な社会参加から取り残されている人々の生活の質の向上を 目指した案件であり、最終受益者の中に少数民族も含まれる。本事後評価で各 評価項目を確認するにあたっては、そうした受益者への効果の発現状況を確認 する。そのため、本事業の受益者のうち、上記の少数民族等、既に指定されて いる受益者の他に具体的に取り残されやすい受益者を指定して分析することは しない。

#### 3) インドネシア:参加型灌漑復旧・維持管理体制改善事業

- ・本事業で建設・整備したコンポーネントにつき、稼働状況や維持管理状況(誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術、スペアパーツの入手実績や体制は十分であるか、水利組合による管理は適切に行われているか等)、事後評価時点での予算や技術は十分かどうか等について確認する。また、先方負担事項の実施状況についても確認を行う。
- ・原則、全サイトの現状を把握した上で評価判断を行うこととするが、全てのサイトを踏査することは困難である。業務従事者は現地調査補助員とともに 10 のサブプロジェクト (インドネシア西部地域 (ジャワ島、スマトラ島及びカリマンタン島))の確認の他、水資源委員会 (NSCWR)、公共事業省水資源総局 (DGWR)、各地域の流域管理事務所、水利組織及び生産者組合を通じて情報収集する。なお、業務従事者が 10 のサブプロジェクトすべてを視察するのは困難なため、評価判断を行うに足る案件全体の傾向を代表する実査サイトを複数抽出する (少なくとも3サブプロジェクト)。視察できないサブプロジェクト

については、現地調査員による踏査、質問票もしくはオンライン・電話等遠隔での確認により情報を収集し、評価分析を行うことを可とする。<sup>10</sup>

- ・本事業の有効性・インパクトについては、事前評価表 V. 事業効果の定量的効果の実績値の情報を収集し、また定性的効果及びソフトコンポーネント実施の効果についても確認する。なお、指標の確認については、補完的対応として衛星データ活用による関連情報収集と分析を行うこと。詳細は、第5条(6)詳細分析のとおり。
- ・また、本事業では貧困削減促進の観点から、対象地域農民の所得の向上及び貧困削減への効果も想定されていたため、その点についても確認を行う。
- ・また、本事業は、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」 (2002 年 4 月制定)において、カテゴリーB に分類されており、肥料・農薬の使用に係る指導及び水質等モニタリングが計画されていたものについて、計画通りに実施・モニタリングされているか確認し、正負のインパクトに留意する。 また、住民移転はないものの用地取得が予定されていたことから、実施過程での問題、対応の有無についても確認する。
- ・過去の類似案件の教訓から、本事業の事前評価表には「完成後の維持管理が事業効果発現を大きく左右することを認識し、維持管理システムの確立に留意しながら案件形成・実施管理を行う必要がある旨指摘されていることから、特に既存灌漑設備のリハビリが中心となる本事業では、コンサルティング・サービスにおいて工事の施工・品質管理及び維持管理の支援を行う予定」と明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。
- ・なお、本事業の最終受益者として、広くインドネシア西部地域の農家が想定されるが、特定の用途に用いられる施設改修・建設・維持管理能力強化という本 案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者を指定して分析すること はしない。

#### (3) ローカルリソースの活用

業務の履行体制として、主に以下の業務を担当する適切な現地調査補助員<sup>11</sup>を確保すること。

- ▶ 実施機関や JICA 事務所を含む関係者、インタビュー対象者等との連絡・調整
- 既存情報収集の支援
- ▶ サイト視察に係る連絡調整、又は視察の代行
- ▶ 質問票の回収やインタビュー後のフォローアップ

#### (4)評価プロセスにおける発注者への確認

評価のプロセスにおいて、以下の段階で発注者の承諾を得るものとする。各プロセスにおいては、機構内関係部署からのコメントの取り付け等が必要となるため、受注者が案を提出してから括弧内の日数が必要となることに留意すること。

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup> 文中に提示した 10 のサブプロジェクトのうち、業務従事者が踏査するサブプロジェクト (少なくとも 3 サブプロジェクト) についてはプロポーザルで提案すること。

<sup>11</sup> 現地調査補助員の傭上方法や確保できる人材の目途、活用の範囲(業務従事者の現地不在期間中のフォローアップ等を含む)等については、プロポーザルにて提案してください。可能であれば、現地事情に精通し、踏査対象サイトでの調査に支障をきたさず、かつ治安状況の把握も可能な人材を傭上することが望ましいと考えます。

また、英文で作成したものについては、発注者に提示する前にネイティブチェックを行うこと。

- ▶ 評価方針の確定(25営業日)
- 事前事後比較表の確定(25 営業日)
- 評価報告書の最終確定(30営業日)
- 評価報告書(英文)の確定(25 営業日)

#### (5) 発注者による様式等の提示

評価方針、事前事後比較表、評価報告書等については、発注者が記述様式を提示する。なお、評価報告書については、発注者が提示する「外部事後評価報告書・記載要領 Ver. 2」に基づいた記述とすること。

#### 第5条 調査の内容

#### (1) 調査対象実施機関に対する現地説明用資料の作成

対象案件ごとに事後評価調査の概要(現地調査計画を含む全体スケジュール、調査団の構成、案件概要)等を記載した実施機関向け資料(現地説明用資料(英文))を作成する。なお、当該資料には、発注者の事後評価制度の概要を含むものとする。

#### (2) 評価方針の作成

対象案件に係る既存の文献・報告書等をレビューし、対象案件の経緯や概要、 実績等を整理・分析する。外部事後評価レファレンス(2022 年度)に基づき、対 象案件ごとに評価方法、評価工程・手順を検討し、既存のデータ・情報と現地調 査で入手すべき情報を整理した評価方針(案)を作成し、発注者の承諾を得る <sup>12</sup>。なお、衛星データ活用案件については、活用・分析方法、活用工程などにつ いても検討し、現地調査で入手すべき情報を整理のうえ、評価方針(案)に記載 すること。

#### (3) 質問票の作成

評価方針に基づき、対象案件ごとに調査対象実施機関及び関係者に対する質問票(英文)を作成する。質問票については、発注者から相手国調査対象実施機関に送付するため、受注者の現地調査開始 15 営業日前までに提出すること。質問票は回答のしやすさを念頭に作成し、不必要な質問を排除するよう配慮する。

#### (4) 評価に必要な情報の収集・整理(現地調査)

上記の現地調査説明資料および評価方針を踏まえ、現地調査計画および各案件の評価方針を実施機関(必要に応じて相手国関係機関)および JICA 事務所に説

<sup>&</sup>lt;sup>12</sup> 評価部の確認に15営業日(通常3回往復のやり取り)、その後関係部署からのコメント取り付けに10営業日が必要です。

明する。実施機関等との協議に際しては、発注者が提供する既存資料を用いて発注者の事後評価制度の概要を説明する。また、評価方針に基づき、事後評価に必要となる文献・資料の収集、指標(代替指標含む)にかかるデータの収集、事業サイト実査、関係者へのインタビューを実施する。また、発注者が事前に送付した質問票の回答を調査対象実施機関から入手し、必要に応じ追加のヒアリングを行う。日本側の関係機関等についても、評価方針に基づき関係者へインタビュー等を実施し情報を収集する。

#### (5) 定性調査/定量調査

(4)にて収集した情報に基づき評価判断を行うことを原則とするが、設定された指標の検証を行うために追加的な調査として以下の定性調査を行う。本定性調査を行う際は、それぞれの調査項目、調査対象者、調査対象地等、その実施方針を方針案作成の段階で協議の上、発注者の承認を得る。住民選定は、男女比、年齢層が平均的に分散するように考慮しつつランダムに行う。

1) ラオス「国道十六B号線セコン橋建設計画」)

<国道十六 B 号線を中心としたタイ−ラオス−ベトナムの連結性の向上>

調査範囲:タイ、ラオス、ベトナム(ダナン港)を拠点に国道十六 B 号線を活用して物流を営む企業から 10 社程度を選定して調査する<sup>13</sup>。また、10 社という数値についても目安とし、実現可能性に鑑みて評価部と協議の上決定する。

調査内容:タイ、ラオス、ベトナム間の物流の活性化及び変化

<セコン川以東に居住する住民を対象にした貧困削減の促進>※ウェルビーイングにかかる調査

調査範囲:セコン川以東に点在している集落のうち6集落程度を選定して調

査する<sup>14</sup>。インタビュー対象者は、民族構成も含め、男女比、年齢層が平均的に分散するように考慮する。下記(6)詳細分析

2) も参照):

調査内容:世帯所得や職業など貧困削減に係る項目、ウェルビーイングに関

する項目

2) インドネシア「参加型灌漑復旧・維持管理体制改善事業」

調査範囲:本事業で整備された灌漑用水路の範囲で利用地区が重ならないよう、また農家の規模にも配慮し対象サブプロジェクトサイトより選定し、合計30農家を対象にインタビュー調査を行う。

調査内容:作付面積、主要作物の種類及び単収、農業粗収益額、生活環境・

意識の変化

#### (6) 詳細分析

1) ラオス「ビエンチャンバス公社運営能力改善プロジェクト」について

<sup>13</sup> 企業 10 社の選定基準と、その調査方法についてはプロポーザルにて提案すること。

<sup>14</sup> 対象集落数や対象集落、調査方法といった調査デザインについてはプロポーザルにて提案すること。可能な限り、セコン川以東地域の全体を把握できるような調査デザインにすることが望ましい。

- ・プロジェクト実施中・実施後(コロナ禍も含む)における関連事業との広範囲に及ぶ調整・連携と、事業効果継続のために JICA 関係者が果たした役割・貢献について詳細な分析を行い、整合性、ノンスコア項目(適応・貢献)、その他報告書内の関連個所において、又はコラムとして分析結果を記載するものとする。
- ・関連事業の具体例としては、JICA 無償資金協力「首都ビエンチャン市公共バス交通改善計画」(2011-2012)、中小企業海外展開支援 2 案件、京都市からの中古バスの寄贈、ADB の BRT 建設計画等が挙げられる。JICA 関係者が、これらの事業との間で積極的な調整を行ったことが、いかにして事業効果の増大に貢献したかを確認する。
- ・コロナ禍においては、市内バスの運行が停止、もしくは間引き運転となったことにより公社の財務状況が大幅に悪化したが、JICA 事務所がプロジェクト終了後も実施機関との議論を続けることにより様々な具体策へと繋がった。空港から隔離ホテルまでの公共バスによる乗客の輸送、感染対策の資器材の供与、世銀と連携した公共交通の感染症対策の広報活動、公共バス利用のプロモーション等がその事例である。
- ・これら多くの事業との連携、実施後のフォローアップを通して、JICA は当事業単体ではなく、ビエンチャン市における公共交通システムの改善というプログラム全体に貢献し続けてきた側面がある。関係者へのヒアリングを実施することにより、この点につき詳しく分析し報告書に記載すると同時に、発現した具体的成果については、必要に応じてレーティングにも加味する。また、汎用性のある学びが得られた場合には、今後の参考として教訓を導出するもととする。
- 2) ウェルビーイングにかかる分析: ラオス「国道十六 B 号線セコン橋建設計画」
- ・ラオス「国道十六 B 号線セコン橋建設計画」のセコン以東に居住する少数民族への調査については、「人々の幸福(Human Well-being)」(以下、ウェルビーイング)の視点を踏まえ、定量/定性調査の一環として詳細分析を行い、評価に反映させること。ウェルビーイングの分析は、計画時に設定した指標や目標値の達成度のみで事業を評価するのではなく、受益者の生活に与えた正負の影響を多面的に捉えることを目的とする。一般的に、ウェルビーイングは主観的な側面を含む社会・生活の様々な領域を包括的に捉える枠組みと考えられている。これを踏まえ機構においては、各個別領域の充足度合いがウェルビーイングを規定し、それが主観的幸福度や生活満足度という形で表現されるという考え方を取ることとする。個別領域としては、以下のような項目と質問が一般例として挙げられる。
  - A. 所得・資産(世帯所得、保有資産、格差の有無)
  - B. 住居(住宅の有無、部屋数、屋根の素材、状態)
  - C. 健康(心の健康、体の健康)
  - D. 教育 (読み書き、基礎的計算能力、就業年限)
  - E. 環境(自然環境からの悪影響、自然環境へのアクセス)
  - F. 社会的つながり(地域、家族との繋がり、社会貢献出来ているか、自分の自由意思が社会から尊重されているか)

- G. 安全(暴力、犯罪、交通事故、災害、紛争)
- H. ガバナンス (行政機関への信頼度、住民の意思決定参加、差別や排除の有無)
- I. 雇用・仕事 (就労の有無、社会に奉仕できている誇り・自信、やりがい)
- J. ワークライフバランス (家族や友達と過ごす時間が十分とれているか) 十分な休養がとれているか)
- K. 文化(母語の習得、文化的行動規範の尊重)
- ・「第5章 調査の内容(5)定性調査/定量調査」に記載の通り6集落程度に対してウェルビーイングに関する項目を質問する。上記のリストはあくまで一般例であり、実際には全てを網羅的に質問するのは困難である。よって、本事業のコンテクストを踏まえ、具体的な質問項目、重点的に確認すべき内容について、参考資料から分かる範囲で評価者が判断・提案するものとする。15
- ・インタビュー手法の詳細(質問の聞き方、手順等)については契約締結時に参 考資料を提示する予定なので、これを参考にしつつ評価部と協議の上決定す る。
- ・考察結果については「その他正負のインパクト」としてまとめ、有効性・イン パクトのサブレーティングに加味する。また、有用な学びがあった場合には教 訓を導出するものとする。
- ・本詳細分析(ウェルビーイング)に要する業務量の目安として、現地調査補助員6人日分程度を、通常の住民インタビューに追加となることを想定している。
- 3) 衛星データを活用した分析:インドネシア「参加型灌漑復旧・維持管理体制 改善事業」
- ・指標の判断を補完するため、下記を踏まえ衛星データを活用した分析をプロポーザルにて提案すること。例えば、定量指標である「受益面積(雨季・乾季)」を補完的に検証する手段の一つとして、植生指数(経年)等から受益面積を算出する。また、実施機関から収集した指標データと、衛星データにより算出したデータとで齟齬がある場合は、その要因分析も可能な限り行う。なお、衛星データでの分析を行う際は、対象地域の灌漑状況と対象地域外の灌漑状況との比較も行うことを想定しているため、サブプロジェクト外の灌漑状況も含めて情報収集すること。但し、衛星データは無償提供データを利用することを前提とする<sup>16</sup>。本詳細分析は報告書内にコラムとして纏める。

#### (7) IRR 再計算<sup>17</sup>

対象案件のうち、以下の案件については IRR の再計算 (FIRR/EIRR) を行う。事前事後を比較の上、差異の要因を分析し報告書に明記する。別途提示する IRR 再計算シート及び計算確認シートについては、事前事後比較表の提出と

<sup>15</sup> 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項2.業務実施上の条件(4)配付資料/公開資料等を参考とし、本事業のコンテクストを踏まえ、上記「1)ウェルビーイングの分析について」について、具体的な質問項目、重点的に確認すべき内容をプロポーザルで提案すること。

<sup>16</sup> 衛星データ活用方法について、プロポーザルにて提案すること。

<sup>17</sup> 外部事後評価レファレンス 別添5を参照。

同時に発注者に提示し、確認を得る。また、算出根拠資料は収集資料の一部として提出すること。

	国名	案件名	FIRR/EIRR
1	インドネシア	参加型灌漑復旧·維持管理体制改善事業	EIRR

#### (8) 事前事後比較表 (案) の作成

収集された情報等に基づき、対象案件ごとに、事業計画時点での想定(事前) と事業実施後の現時点での実態(事後)を評価項目ごとに比較した事前事後比較 表(案)(原則15ページ以内)を作成する。その際暫定的にレーティングを付 与する。事前事後比較表(案)について、(発注者が開催する検討会において) 発注者に説明し、承諾を得る。

#### (9) 暫定評価と協議

収集された情報を分析し、評価 6 基準に基づく暫定的な評価を行う。併せて提言・教訓の方向性を検討する。左記暫定的な評価につき、調査対象実施機関と協議を行う。なお、実現性の高い提言となることを目的として、実施機関のみならず、提言内容の実施者として想定される相手国関係機関等との間で、提言・教訓を含む評価の方向性につき協議を行う。

#### (10) 提言・教訓の検討

収集された情報等に基づき、目標とされた事業効果の発現やその持続性確保等を 目的とした提言及び今後の類似案件実施に向けた教訓を取りまとめる。

#### (11) 調査対象実施機関への評価結果概要フィードバック

上記(9)及び(10)を踏まえた評価結果概要について、実施機関、相手国関係機関、JICA事務所等へ報告し、コメントを聴取する。

#### (12) 追加情報の収集

上述までの結果を踏まえ、事後評価確定に追加で必要となる情報・データを収集する。なお、(11)及び(12)の業務については、調査対象国へ渡航して実施することを想定する。

#### (13) 評価報告書(案)の作成

上記(12)までの結果を踏まえ、対象案件ごとに原則20ページ以内の評価報告書(案)(和文)を取りまとめ、発注者の承諾を得る<sup>18</sup>。和文の承諾後、評価報告書(案)(英文)を最終化し、発注者の承諾を得る<sup>19</sup>。その後、英文について発注者が相手国調査対象実施機関等からのコメントを取り付け、そのコメントも踏まえ最終化し、発注者の承諾を得る。

#### (14) 教訓シートの作成

評価結果の確定内容を踏まえ、発注者が提示する雛型に基づき、対象案件ごとに 個別プロジェクト教訓シート(和文・英文)を作成する。

<sup>18</sup> 評価部、関係部署からのコメント取り付けにそれぞれ 15 営業日が必要です。

<sup>19</sup> 評価部の確認に 10 営業日、相手国実施機関等からのコメント取り付けに 15 営業日が必要です。

(15)ウェルビーイングの視点を反映した事後評価の改善に向けた提言 上記(6)の2)について、ウェルビーイングの視点を反映した事後評価の実施 方法や体制等の改善に向けた提言を整理し、書面に取り纏める。特に、調査手法 について気づいた点(調査で苦労した点、今後改善すべき点)を含むものとし、 Word 2-3 ページ程度でフォーマットは特に指定しない。

#### (16) 衛星データ活用分析ペーパーの作成

上記(6)の3)で活用した衛星データによる評価分析につき、以下の点を含めた分析ペーパー(和文・英文)を作成する。本文 2-4 ページ程度で、フォーマットは特に指定しないが、内容については評価部と協議した上で作成する。

- ・活用した衛星データの種類、入手方法
- ・衛星データ活用による分析方法(コードがある場合はコード URL も記載)
- ・分析結果(視覚的に確認できるよう画像も含める)
- ・分析する上での工夫、留意点、提案など

#### 第6条 報告書及び提出物等

#### (1)成果品

1) 評価報告書

- 詳細分析を実施した案件は同分析に基づくコラムを含む。
- ・報告書の仕様は以下のとおりとする。最終報告書の記載方法等については、第 3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件(3)配付資料/公開資料等を参照のこと。

提出様式:電子データ(PDF版・Word版:CD-ROM 3部)による提出。

提出期限: 2023 年 10 月 31 日

#### (2)提出物

1) 収集資料

- ①IRR 再計算の根拠資料
- ②一次データ (定量調査であればデータ収集用の質問票・分析に用いたデータセット、定性調査であればインタビューの記録資料など)
- ③一次データの処理・分析用ファイル(STATA や R などのスクリプトファイル)
- ④現地で撮影した案件内容の説明に相応しい写真 5 枚程度(解析度 300~350dpi)<sup>20</sup>
- 2) ウェルビーイングの視点に係る提言ペーパー(第5条(15)参照)

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> 写真は当該案件を年次評価報告書に掲載する場合等に使用します。写真撮影に当たっては「肖像権ガイドライン」を参照してください。なお、当該案件が年次評価報告書に掲載することとなった場合、同案件の評価業務従事者に原稿の執筆を依頼します(JICA の原稿謝金基準に従い謝礼をお支払いします)。

- 3) 衛星データ活用分析ペーパー(第5条(16)参照)
- 4) 教訓シート(第5条(14) 参照)

提出様式: 1) ~3) は電子データ (CD-ROM 1部)

4) は電子データ (メールに添付、上記 CD-ROM には含まない)

提出期限:上記(1)と同じ。

#### 第7条 その他

#### (1)関係者との連絡

発注者との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告にあたっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮すること。なお、評価調査開始時に発注者から実施機関に対し「案件通知レター」と「評価者通知レター」を送付している。それらを元に、原則受注者が実施機関等相手国関係機関や JICA 事務所に対する面談・会議の手配を行うこと。

#### (2) 安全管理

現地業務に先立ち、発注者の国別安全対策情報をホームページ (利用者登録の上 ID、パスワードを入手し閲覧)で必ず最新版を確認し、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地滞在中は安全管理に十分留意すること。当地の治安・新型コロナウイルス感染拡大状況については、在外公館および JICA 事務所において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、JICA 事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について JICA 事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。

#### (3)個人情報

本業務により作成される評価報告書等は、発注者のホームページ上で評価者の氏名を記載し、外部公開する予定。これは、評価の客観性、透明性の確保を目的とするものである。当該目的以外に利用する場合は、発注者の個人情報の保護に関する実施細則(平成17年細則(総)11号)等に基づく取扱いとなる。

以上

## プロポーザルにて提案を求める事項

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1. (2) 「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性/メリット及び費用/コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

	<b>ノ</b> より。	
No.	提案を求める内容	特記仕様書案への該当条項及び
		記載ページ
1	設定されている指標データの入	第4条(1)調査・分析の実施基準脚注
	手方法、又はより適切な代替指	3 (P12)
	標が考えられる場合はその指標	
	及び入手方法について	
2	無料提供の衛星データを前提と	第4条(2)安全配慮と現地調査範囲
_	して、考えられる分析方法につ	2)ラオス:国道十六B号線セコン橋建
	いて	設計画、詳細設計、脚注9 (P13)
3	業務従事者が踏査するサブプロ	第4条(2)安全配慮と現地調査範囲
	ジェクト(少なくとも3サブプロ	3)インドネシア:参加型灌漑復旧・維
	ジェクト) について	持管理体制改善事業、脚注10 (P14)
4	現地調査補助員の傭上方法や確	第4条(3)ローカルリソースの活用
-	保できる人材の目途、活用の範	脚注11 (P15)
	囲等について	
5	企業10社の選定基準と、その調	第5条(5) 定性調査/定量調査
5	査方法について	1)ラオス「国道十六B号線セコン橋建
		設計画」<国道十六B号線を中心とした
		タイ-ラオス-ベトナムの連結性の向上
		>、脚注13 (P17)
6	対象集落数や対象集落、調査方	第5条(5) 定性調査/定量調査
	法等の調査デザインについて	1)ラオス「国道十六B号線セコン橋建
		設計画」<セコン川以東に居住する住
		民を対象にした貧困削減の促進>、脚
		注14 (P17)
7	詳細分析での具体的な質問項	第5条(6)詳細分析2)ラオス「国道
'	目、重点的に確認すべき内容に	十六B号線セコン橋建設計画」につい
	ついて	て、脚注15 (P19)
8	衛星データ活用方法について	第5条(6)詳細分析3)衛星データを
		活用した分析:インドネシア「参加型灌
		漑復旧·維持管理体制改善事業」、脚注
		16 (P19)
-		

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330 01.html)

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
  - 1)類似業務の経験 評価対象とする類似業務:事業評価に関する業務
  - 2)業務実施上のバックアップ体制等
  - 3) その他参考となる情報
- (2)業務の実施方針等
  - 1)業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もありえます。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

- 2) 業務実施の方法
  - 1)及び2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。
- 3) 作業計画
- 4)要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制 (無償資金協力を想定した協力準備調査の場合)
- 8) その他
- (3)業務従事予定者の経験、能力
  - 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数 プロポーザル評価配点表の「3.業務従事予定者の経験・能力」において評価対 象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のと おりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願いま す。
    - ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
      - 業務主任者/プロジェクト評価1
      - ▶ プロジェクト評価 2
    - ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数 約 <u>5.97</u>人月
    - 2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験 地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者/プロジェクト評価1)】

- ① 類似業務経験の分野:事業評価に関する業務
- ② 対象国及び類似地域:ラオス、インドネシア及びその他全途上国地域
- ③ 語学能力:英語

【業務従事者:プロジェクト評価2】

- ① 類似業務経験の分野:事業評価に関する業務
- ② 対象国及び類似地域:ラオス、インドネシア及びその他全途上国地域
- ③ 語学能力:英語

### 2. 業務実施上の条件

(1)業務工程

2022年9月~2023年10月

- (2)業務量目途と業務従事者構成案
  - 1) 業務量の目途

約 8.55人月(現地:3.00人月、国内:5.55人月)

2)業務従事者の構成案

業務従事者の構成(及び格付案)は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成(及び格付)を提案してください。

- ① 業務主任者/プロジェクト評価1 (2号)
- ② プロジェクト評価2 (3号)
- ③ プロジェクト評価3
- (3)配付資料/公開資料等
  - 1)配付資料(全案件共通)※第1章6「資料の配付依頼」に該当のもの
    - 【ひな型】評価方針\_事前事後比較表【スキーム別・和文】Ver. 2
    - 【ひな型】評価報告書【スキーム別・英文】Ver. 2
    - 【ひな型】評価報告書【スキーム別・和文】Ver. 2
    - 【全スキーム共通】外部事後評価報告書・記載要領 Ver. 2
       【全スキーム共通】外部事後評価における調査手法のレファレンス(2018 年度改訂版)
  - 2) 配付資料(JICA評価部で配付のもの。該当案件のみの資料も含む)
    - ・外部事後評価レファレンス(2022 年度版)
    - ・インドネシア「参加型灌漑復旧・維持管理体制改善事業」審査調書、PCR JICA 評価部(<u>jicaev@jica.go.jp</u>)へ連絡し入手してください。審査調書と PCR の受領に当たっては別途誓約書をご提出いただきます)。
  - 3) 公開資料
    - ・事業事前評価表(全スキーム)

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php (案件名で検索) 事前評価表が未公表の場合は、以下よりご確認ください。

- JICA 図書館にて公表されている報告書等<sup>21</sup>
<a href="https://libportal.jica.go.jp/library/public/Index.html">https://libportal.jica.go.jp/library/public/Index.html</a>

(案件名またはキーワードで検索)

#### 4) その他関連資料

- JICA 事業評価ガイドライン(第2版)
- JICA 事業評価ハンドブック (Ver. 2. 0)
- ・別冊【2022】外部事後評価レファレンス
  <a href="https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html">https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html</a>
  (各リンク先よりダウンロード可能)<sup>22</sup>
- 事業評価年次報告書 2021 https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general\_new/2021/index.html

#### (4)安全管理

#### 【ラオス】

- ◆ 外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所や一般犯罪発生率の高い場所への訪問を最小限とする。
- 日頃から行動パターン(通勤時間、使用する道路や施設)を固定しない。
- 「テロ対策マニュアル」(2017 年 1 月)の遵守
- 現地で、JICA ラオス事務所に伝達済みの携帯電話、メール機能を常に連絡可能な状態とする。※ 事案発生時には JICA ラオス事務所から安全確認をしますが、万が一に備え、同事務所の連絡先(事務所代表電話番号 +856-(0)21-241-241100)についても、常時メモを持ち歩くようにしてください。
- 国内線はラオス航空のみを使用。
- 夜間のバス利用は禁止。③車両(公共交通機関ではなくできる限りタクシー等) による移動を基本とする。やむを得ず公共交通を利用する場合はスリ、ひったく りに十分留意する。自転 車を利用する場合は前のかごに貴重品を入れない。高 価なものや必要以上の現 金は持ち歩かない等基本的な注意を怠らない。
- 空港の出発/到着ロビーは相対的に脆弱なエリアであるため、滞在時間を最短とする。
- 肌の露出の多い服装を控え目立たないようにする。
- スキミング、強盗、強姦も発生しているため行動に注意。
- ひったくりやバイクとの接触事故が頻発しているので、市街地では常に周囲に目を配り、警戒を怠らない。

#### 【インドネシア】

- 「JICA 安全対策マニュアル(JICA インドネシア事務所作成)」を遵守する。
- 安全対策の3原則「目立たない、行動を予知されない、用心を怠らない。」を 徹底する。

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> 無償資金協力の場合、準備調査報告書、基本設計調査報告書、事業化調査報告書等を検索することが可能。技 術協力の場合、詳細計画策定調査、中間レビュー、終了時評価報告書等を検索することが可能。いずれも、一部 の案件でのみ実施されている調査種別もあり、また、報告書が公表されていない案件も一部あります。

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> 外部事後評価レファレンス (2022 年度版) は 7 月下旬に掲載予定のため、2022 年度版については、第 3 章 2 (3) 2) のとおり、JICA 評価部へ配付依頼すること。

- イスラム教の習慣に配慮し、露出の多い服装、飲酒、宗教的な発言は慎む。
- 渡航者は携帯電話を所持し、事務所他関係者に電話番号を伝達し、常時連絡が取れるようにする。
- 空港出発/到着ロビーは相対的に脆弱なエリアであるため、滞在時間を最小限とする。
- 事件・事故・災害等に遭遇した場合は、直ちに JICA 事務所の担当者に連絡する。
- パスポートもしくはパスポートの写しを常に携行する。
- ひったくりが多いため、徒歩移動は最小限とする。
- 夜間における不要・不急の外出は避ける。
- 自動二輪車の運転及び乗車を絶対に行わない。
- Lion Air 等の LCC の利用は避ける。
- 外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所(公的機関、軍・警察等の治安当局施設、駅・バスターミナル、宗教関連施設、宗教行事開催場所、欧米関連施設、レストラン、カフェ、バー、ショッピングセンター、大型スーパーマーケット、観光スポット、市場等)にやむを得ず訪問する場合は、滞在時間を最小限とする。
- ずモ行進や政治集会等には近づかない。
- 欧米資本・欧米ブランドのホテルの利用を極力避ける。
- 事務所から宿泊先、渡航日程等変更の指示がある場合には、これに従う。

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2022 年 4 月)」を参照してください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html)

#### (1)契約期間の分割について

第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合(又は競争参加者が分割を提案する場合)は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。

#### (2) 別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。なお、新型コロナウイルス感染対策に関連する経費 (PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等) は見積金額に含めないでください。契約交渉の段階で確認致します。

- 1) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

#### (3) 見積価格について、

各費目にて千円未満を切り捨てした合計額(税抜き)で計上してください。

#### (4) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。 (URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\_g/rate.html)

#### (5) 旅費(航空賃)について

参考まで、JICAの標準渡航経路(キャリア)を以下のとおり提示します。なお、提示している経路(キャリア)以外を排除するものではありません。 【ラオス】

東京⇒バンコク⇒ヴィエンチャン(タイ国際航空) 東京⇒ホーチミン⇒ヴィエンチャン(ベトナム航空) 東京⇒ハノイ⇒ヴィエンチャン(ベトナム航空)

#### 【インドネシア】

東京⇒ジャカルタ (日本航空、全日本空輸、ガルーダ・インドネシア航空) 東京⇒シンガポール⇒ジャカルタ (シンガポール航空)

また、全渡航回数6回(インドネシア2回、ラオス4回)を想定していますが、各業務従事者の渡航回数は競争参加者が提案してください。

(6)業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

## 5.その他留意事項

特になし

別紙:プロポーザル評価表

# プロポーザル評価配点表

評価項目	配点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	( 10 )
(1)類似業務の経験	6
(2)業務実施上のバックアップ体制等	4
2. 業務の実施方針等	(50)
(1)業務実施の基本方針の的確性	2 0
(2)業務実施の方法の具体性、現実性等	2 0
(3) 要員計画等の妥当性	1 0
(4) その他(実施設計・施工監理体制)	-
3. 業務従事予定者の経験・能力	(40)
(1)業務主任者の経験・能力	( 27 ) 業務主任者 のみ
① 業務主任者の経験・能力: 業務主任者/プロジェクト評価1	(27)
ア)類似業務の経験	1 0
イ)対象国・地域での業務経験	3
ウ)語学カ	4
エ)業務主任者等としての経験	6
オ)その他学位、資格等	4
(2) <b>業務従事者の経験・能力</b> : プロジェクト評価2	(13)
ア)類似業務の経験	7
イ)対象国・地域での業務経験	2
ウ)語学カ	2
エ)その他学位、資格等	2

## 第4章 契約書(案)

### 業務実施契約書(案)

- 1 業務名称【案件名】
- 2 業務地 【国名(地域名)】
- 3 履 行 期 間 2000年00月00日から 2000年00月00日まで
- 4 契 約 金 額 円

(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構(以下「発注者」という。)と受注者名を記載(以下「受注者」という。)とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約(以下「本契約」という。)を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

#### (契約書の構成)

- 第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。
  - (1)業務実施契約約款(以下「約款」という。)
  - (2) 附属書 I 「共通仕様書」
  - (3)附属書Ⅱ「特記仕様書」
  - (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

#### (監督職員等)

- 第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものと する。
  - (1) 監督職員 : 評価部事業評価第一課の課長
  - (2) 分任監督職員: なし

#### (契約約款の変更)

- 第3条 本契約においては、約款のうち、次に掲げる条項については、約款の規定 によらず、次のとおり変更するものとする。
  - (1)第14条 契約金額の精算 第6項第1号を削除する。

#### (共通仕様書の変更)

- 第4条 本契約においては、附属書 I 「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。
  - (1) 第9条 業務関連ガイドライン
  - 「(1)業務実施契約における契約管理ガイドライン(2018年5月)
    - (2) コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン(2017年6月)

- (7) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2020 年 4 月)」を削除し、
  - 「(1)業務実施契約における契約管理ガイドライン(2021年12月)
  - (2) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2022年4月)」を挿入する。
- (2) 第27条 航空賃の取扱い 本条を削除する。

#### 【オプション1:部分払を設定する場合】

(部分払)

第〇条 約款第 17 条第 1 項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

#### <例>

(1) 第1回部分払:第〇次中間報告書の作成

(中間成果品: 第〇次中間報告書)

(2) 第2回部分払:ドラフトファイナルレポートの作成

(中間成果品: ドラフトファイナルレポート)

### 【オプション4:12ヵ月を超える履行期間となる場合】

(前金払の上限額)

- 第●条 本契約については、業務実施契約約款第16条に規定する前金払については、同条第1項の規定にかかわらず、以下の各号のとおり分割して請求を認めるものとする。
  - (1) 第1回(契約締結後):契約金額の〇〇%を限度とする。
  - (2) 第2回(契約締結後13ヵ月以降):契約金額の●●%を限度とする。
  - (3) 第3回(契約締結後25ヵ月以降):契約金額の◎◎%を限度とする。

### 【オプション5:契約履行期間が12ヵ月を超え、部分払の後に前金払を行う場合】 (前金払の上限額)

- 第〇条 本契約においては、業務実施契約約款第16条に規定する前金払については、 同条第1項の規定にかかわらず、以下の各号のとおり分割して請求を認めるもの とする。
  - (1) 第1回(契約締結後)前金払:契約金額の●●%を上限とする。
- (2)第2回(契約締結後13ヶ月以降)前金払:契約金額の〇〇%を上限とする。
- 2. 前項第1号に規定する第1回前金払については、次条第1項第1号に規定する第 1回部分払に先行して請求するものとし、当該部分払の請求を行った後の第1回 前金払の請求は認めない。
- 3. 第1項第2号に規定する第2回前金払については、次条第1項第2号に規定する 第2回部分払に先行して請求するものとし、当該部分払いの請求を行った後の第 2回前金払の請求は認めない。

(部分払)

第〇条 業務実施契約約款第 17 条第 1 項に定める部分払の対象とする一部業務につ

いては、以下の各号のとおりとする。

#### <例>

(1) 第1回部分払:第〇次中間報告書の作成

(中間成果品: 第〇次中間報告書)

(2) 第2回部分払:ドラフトファイナルレポートの作成

(中間成果品: ドラフトファイナルレポート)

2 前項第1号に規定する第1回部分払については、第17条第7項の規定にかかわらず、次の式により算出した金額を部分払金の上限とする。

【第1回部分払の契約金相当額】×9/10 - 【第1回前金払支払額】

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

#### 2000年00月00日

発注者 東京都千代田区二番町5番地25 独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理 事 植嶋 卓巳 受注者

### 業務実施契約約款

※ 機構ウェブサイト「調達情報 」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実 施契約

(<a href="http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul g/index since 201404.html">http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul g/index since 201404.html</a>) にある「契約約款」に示すとおりとします。

## 附属書I「共通仕様書」

※ 機構ウェブサイト「調達情報 」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約

(<a href="http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul g/index since 201404.html">http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul g/index since 201404.html</a>) にある「附属書 I (共通仕様書)」に示すとおりとします。